

県内各地で特殊詐欺が発生しています!

県下における特殊詐欺の被害は、令和3年中、合計59件が発生し、約9,066万円がだまし取られました。本年は、さらに被害が増加傾向にあり、2月末時点で合計8件、約2,517万円のお金がだまし取られています。

県警では、電話でお金やキャッシュカードなどの話ができれば、確認するための電話、その話ホンマに大丈夫?かけて損なし「ちょっと確認電話」

0120-508-878 (これは わなや)

を運用していますので、とりあえずこの番号に電話をかけ、詐欺かどうかの確認を。

電子マネー型の架空料金請求詐欺

被害者の携帯電話に「1億7千万円当選しました」という内容のメールが届きました。

被害者は、当選金を受領するための手続きとして、犯人側からメールで指示されるまま「振込手数料」「事務手数料」の名目で、コンビニエンスストアで電子マネーカードを合計44万1千円分購入し、同カード等に記載された「プリペイド番号」や「ひらがなID」を伝えてしまいました。

広報

うたせ

作成者
有田湯浅警察署
辰ヶ浜駐在所
川端 基幹
TEL 64-0110

3月中の管内
事件事故状況

【刑法犯】
発生なし

【交通事故】
物損事故 3件
人身事故 0件

鯨串俳句会

- 移ろいの山はのどかに初音かな
梅本 泰子
- うさぎと羊の睫毛風光る
森山 千代
- 春の海さざ波光り鷗舞う
青山 禮子
- 桜散るや夜の帳の遅くなり
萬谷 明憲
- 児なき一人世に遺したる桜園(上野公園)
梅本 哲夫
- 轟音の大型バイク春を裂く
梅本 明宏

悪質商法に注意!

- 事前の連絡なしに、突然の訪問で勧誘して来る。
- 「無料で点検します。」「近所の方全員が点検を受けています。」等と言って家に入り込もうとする。
- 「○○が悪い。」「このままでは故障します。」等と不安を煽ってくる。
- 業者が契約書面を交付しない。また、契約書面の記載内容が不十分である。
- 業者がクーリング・オフの告知を行っていない。
- 業者が強い口調で、商品を購入するよう迫ってくる。



道路交通法一部改正



【高齢運転者対策の充実・強化】

- 1 高齢者講習内容の改正
「2時間(座学、運転適性検査、実車指導)」
「1時間(座学、運転適性検査)」
の2種類に改正されます
- 2 認知機能検査内容の変更
検査項目が「時間の見当識」「手がかり再生」
の2項目に見直されます
- 3 運転技能検査の導入
75歳以上で一定の違反歴のある方は、運転免許更新時に運転技能検査の受検が必要です
- 4 安全運転サポート車限定条件付免許の導入
申請により、運転する車を安全運転サポート車に限定する条件を免許に付けられます

第二種免許等の受検資格も見直されます。
各手数料も、新設や改正されます。
事前にご確認ください。



5月13日施行

悪質商法に注意!

高齢者を中心に悪質商法でトラブルが発生しています
 「無料で点検します。」「近所の方全員が点検を受けています。」
 等と言って、家に入り込み、「放っておくと家が壊れる。」「この
 ままでは機械が故障します。」等と嘘をついて契約を迫る悪質な
 業者に関する相談が、警察等に多数寄せられています。
 被害に遭わないためにも、次の点に注意してください。

これらの手口にご注意!

- 事前の連絡なしに、突然の訪問で勧誘してくる。
- 業者が契約書面を交付しない。また、契約書面の記載内容が不十分である。
- 業者が強い口調で、商品を購入するよう迫ってくる。



次の点に注意しましょう!

- 突然訪問してきた業者は、直ぐに家の中に入れないようにしましょう。
- 業者が話す商品や工事が必要のない場合は、「いりません。」「必要ありません。」とはっきりと断りましょう。
- 業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう。
- 取引を断った相手がなかなか引き下がらない場合には、警察や消費生活センターに通報をしましょう。



広報

有田川



編集発行
有田湯浅
警察署
TEL
64-0110
作成者
箕島駅前交番

県内各地で特殊詐欺が発生しています

特殊詐欺とは、被害者の家の固定電話などに、警察官や市役所職員などをかたって電話をかけて対面することなく信頼させ、指定した口座へ振込みなどを行わせて、不特定多数の者から現金などをだまし取る犯罪です。

県警では、電話でお金やキャッシュカードなどの話ができれば、確認するための電話、

その話ホンマに大丈夫?かけて損なし

「ちょっと確認電話」

これは わなや
0120-508-878

を運用していますので、とりあえずこの番号に電話をかけ、詐欺かどうか確認しましょう。



自転車の安全な利用方法

- ① 自転車は原則車道で、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る

- ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
- ・ 夜間はライトを点灯
- ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

